

## 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団スポーツ全国大会参加激励費交付要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、松山市におけるスポーツの育成を図るため、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が各種スポーツ全国大会参加者に対し、激励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対 象)

第2条 激励費は、次の各号に該当する全国大会（愛媛県内で開催される大会を除く。）に参加するチーム又は個人の監督・選手に対して予算の範囲内で交付する。但し、松山市在住者に限る。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体（種目団体を構成する団体を含む。）が主催すること
- (2) 県予選等（予選がない大会にあっては、競技団体の推薦を受けていること。）を経た全国大会であること
- (3) 一般社会人を対象とした全国大会であること
- (4) その他理事長が特に認めた全国大会であること

### (激励費の額)

第3条 激励費の額は、第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

- (1) 1人5,000円とする。
- (2) 各種目の競技規則による監督及び選手の数（当該全国大会開催要項等に定められた人員の範囲内に限る。）

### (激励費の申請)

第4条 激励費の交付を受けようとする者は、全国大会開催日の前日までに、激励費交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請者は、次に掲げる者とする。

- (1) 財団が設置するスポーツ団体振興協議会に加盟する団体の会長
- (2) 協議会に未加盟の競技団体に所属する者

### (激励費の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、激励費交付決定通知書により通知するものとする。

(激励費の交付の変更申請及び決定)

第6条 激励費の交付決定を受けた者(以下、申請者という。)は、下記の場合に、激励費  
変更交付申請書を提出しなければならない。

(1) 交付対象者等が変更になったとき。

(2) その他、交付決定額に変更が生じる事象が発生した場合

2 前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交  
付決定通知書により、申請者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、全国大会終了後1月以内に実績報告書を提出しなければならない。ただ  
し、年度末の場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(交付額確定及び通知)

第8条 前条の規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるとき  
は、激励費の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(激励費の請求及び交付)

第9条 前条の規定により通知を受けた申請者は、規則に定める請求書を提出しなければな  
らない。

2 請求書の提出があったときは、速やかに激励費を交付するものとする。

(激励費の返還)

第10条 会長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により激励費の交付を受け、又は  
激励費を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができ  
る。

(委任)

第11条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。